○環境省告示第八十四号
環境省告示第八十四号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第十九条第十一項の規定に基づき、平成二十六年八月八日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消した。

平成二十六年九月十日

環境大臣　望月　義夫

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ２―１	ボルボ　Ａ40Ｆ	山崎マシーナリー株式会社	静岡県磐田市飛平松216番地１
ＮＳ２―12	ボルボ　Ａ25ＦＴＳ	〃	〃
ＮＳ２―21	ボルボ　Ｌ120Ｇ	〃	〃
ＮＳ２―29	ボルボ　Ｌ150Ｇ	〃	〃

○環境省告示第八十五号
環境省告示第八十五号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第十九条第十一項の規定に基づき、平成二十六年八月八日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消した。

平成二十六年九月十日

環境大臣　望月　義夫

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ―417	ヤンマー　ＷＨ558Ｌ	ヤンマー株式会社	大阪府大阪市北区鶴野町１番９号

○環境省告示第八十六号
環境省告示第八十六号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第十九条第十一項の規定に基づき、平成二十六年八月八日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消した。

平成二十六年九月十日

環境大臣　望月　義夫

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ―213	モロオカ　ＭＦ―25Ⅴ	株式会社諸岡	茨城県龍ヶ崎市庄兵衛新田町358番地

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１７１号

千葉県四街道市旭ケ丘１丁目10番８号
債務者　髙杉　智津
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙塚　真希
4　破産債権の届出期間　平成26年９月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年11月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第３６３号

栃木県宇都宮市平出町2302番地８
債務者　松尾　嘉洋
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　裕一
4　破産債権の届出期間　平成26年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年11月７日午前11時50分
6　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３８７号

栃木県鹿沼市板荷5213番地１
債務者　福田　泰一
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　雄大
4　破産債権の届出期間　平成26年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年11月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６６５９号

東京都世田谷区等々力３丁目５―11　ライオンズマンション等々力第５―501
債務者　田丸　雪絵（旧姓春谷）
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相川　泰男
4　破産債権の届出期間　平成26年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年11月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９１４号

東京都北区東十条１丁目12―９―801
債務者　湯川　高英
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤松　　文
4　破産債権の届出期間　平成26年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年11月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２８号

東京都東大和市狭山４丁目1487番地の２　２Ｆ
債務者　森　　研一
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島　　弘毅
4　破産債権の届出期間　平成26年９月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年11月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部